



Auktorisoidun kääntäjän tutkinto 10.11.2018

Kielet ja käännösuunta

japanista suomeen

Aihepiiri (aukt2)

laki ja hallinto

Käännöstehtävä

seuraavalla sivulla

1. Käännettävä teksti

Korkeimman oikeuden ratkaisu pankkisäästöjen käsittelystä perinnönjaossa.

Lähde: <https://hanrei.saiban.in/d/86354>

2. Käännöksen käyttötarkoitus

Asianosaisen asianajajaa varten

Laadi käännös Suomen kääntäjien ja tulkkien liiton Auktorisoidun kääntäjän ohjeiden mukaisesti. Nimeä käännös ja kirjoita vahvistuslauseke.

Huom! Älä kuitenkaan kirjoita käännökseen omaa nimeäsi, sillä käännös arvioidaan anonymisti.

Käännettävän tekstin pituus on 849 japanilaista merkkiä (translitteroituna 1993 merkkiä).

平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定

(---)

裁判要旨：共同相続された普通預金債権，通常貯金債権及び定期貯金債権は，いずれも，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく，遺産分割の対象となる。（補足意見及び意見がある。）

(---)

問題は，相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割される可分債権を遺産分割において一切考慮しないという現在の実務（以下「分割対象除外説」という。）にあるといえる。これに対して，私は，可分債権を含めた相続開始時の全遺産を基礎として各自の具体的相続分を算定し，これから当然に分割されて各自が取得した可分債権の額を控除した額に応じてその余の遺産を分割し，過不足は代償金で調整するという見解（以下「分割時考慮説」という。）を採用すべきものとする。その理由は，次のとおりである。

遺産の分割は，遺産全体の価値を総合的に把握し，これを共同相続人の具体的相続分に応じ民法 906 条所定の基準に従って分割することを目的とするものであり（最高裁昭和 47 年（オ）第 121 号同 50 年 11 月 7 日第二小法廷判決・民集 29 卷 10 号 1525 頁参照），ここにいう「遺産全体」が相続開始時において被相続人の財産に属した一切の権利義務（同法 896 条）を指すことには疑問がない。したがって，遺産分割とは，相続開始時において被相続人の財産に属した一切の権利義務を具体的相続分に応じて共同相続人に分配することであるといえる。これに対して，分割対象除外説は，遺産を構成する個々の相続財産の共有関係（同法 898 条）を解消する手続が遺産分割であると捉え，かつ，可分債権について共有関係が生じないと解して，可分債権は遺産分割の対象とならないものとする。しかし，個々の相続財産の共有関係を解消する手続は，遺産全体を具体的相続分に応じて共同相続人に分配するという遺産分割を実現するための手続にすぎないのであるから，この意味における遺産分割の適切な実現を阻害する分割対象除外説を採用することはできず，分割時考慮説が正当なものと考えられる。